

部会ニュース「7-37」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 柔軟な介護提供体制への見直し、27年上期までに 規制改革推進答申
2. 社会福祉連携推進法人の事業要件緩和へ 厚労省

1. 柔軟な介護提供体制への見直し、27年上期までに 規制改革推進答申

- ・政府の規制改革推進会議は5月28日にまとめた規制の見直しに関する答申に、既存の配置基準などに捉われない地域の実情に応じた柔軟な介護提供体制の整備が可能となる制度見直しを検討し、2027年上期までに措置を講じると明記した。
- ・答申によると、介護の質を一定程度維持することを前提に、介護サービスの利用者数と生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足の双方の状況を踏まえて検討を進める。また、中山間・人口減少地域を先行事例としつつも、今後見込まれる人口動態の変化なども踏まえて柔軟な介護提供体制が可能な対象地域も検討する。
- ・検討は、社会保障審議会の介護保険部会などで行う。26年度までに結論を出した上で、27年上期までに速やかに措置をとる。
- ・答申ではまた、介護施設などの人員・設備・運営に関する基準や報酬制度などを見直しにも言及。人的配置などの構造（ストラクチャー）やサービスの実施内容（プロセス）を中心とした現状の評価から、サービスによりもたらされた利用者のADL（日常生活動作）の改善や褥瘡の発生などの状態変化（アウトカム）を重視する評価にシフトするなど、「介護サービスの質を評価する仕組みの見直しを検討する」としている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○規制改革推進に関する答申等（令和7年5月28日）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_report.html

2. 社会福祉連携推進法人の事業要件緩和へ 厚労省

- ・「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会が5月30日開かれ、厚生労働省は中山間地や人口が減っている地域で必要な社会福祉事業を維持するため、社会福祉連携推進法人の事業要件緩和の方針を示した。一定の条件を付けた上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行えるようにするとともに、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩めるなどの対応策を挙げた。
- ・厚労省はまた、中山間・人口減少地域で社会福祉連携推進法人の資産の所有に関する要件も緩和し、土地や建物の貸与を受けた新たなサービス主体が社会福祉事業に参入できるようにすることも論点として示した。併せて、土地や建物などを貸付しやすい仕組みにするためのインセンティブ措置の必要性も指摘した。社会福祉連携推進法人の活用を促し、介護施設や事業所の協働化・大規模化を進める狙いがある。
- ・意見交換では厚労省の方針に異論はなかった。大屋雄裕構成員（慶應義塾大学法学部教授）は「社会福祉連携推進法人の機能が連携に限定されている」とし、一定のガバナンスを前提に社会福祉事業の機能を持たせることも検討すべきだと主張した。一方、介護施設・事業所の大規模化や社会福祉連携推進法人の活用は利用者の「囲い込み」につながる可能性を指摘する意見もあった。
- ・社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人などが社員となり福祉サービス事業者間の連携や協働を図るための取り組みを行う。社会福祉事業を行うことはできず、社会福祉を目的とした福祉サービス事業も原則として認められない。
- ・社会福祉法人などの協働化の仕組みとして社会福祉連携推進法人は「重要な制度」だと厚労省はみている。そのため、地域福祉の充実や人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、社会福祉連携推進法人の設立に関する事務負担の軽減や業務要件の緩和、社会福祉法人などが協働して行う事業へのインセンティブを強化していく必要性を強調している。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第7回）の資料について
令和7年5月30日（金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58360.html